

委員会インターネット中継について

1 実施方法・時期

(1) 実施方法

ライブ中継及び録画中継を実施。

(2) 実施時期

ア 決算特別委員会、予算委員会

平成29年第3回定例会から試行実施、平成30年度より本格実施

イ 議会運営委員会、常任委員会、特別委員会

平成30年第3回定例会から試行実施、平成31年第1回定例会より本格実施

- ・議会運営委員会 平成30年9月7日より試行実施
- ・常任委員会 平成30年9月28日より試行実施
- ・特別委員会 平成30年10月5日より試行実施

実施委員会	年月	平成29年度												平成30年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
決算特別委員会 予算委員会		(工事・整備)			試行実施						本格実施														
議会運営委員会 常任委員会 特別委員会		(人員体制・運用面等の整備)						(工事・整備)			試行実施						本格実施								

2 議会運営委員会、常任委員会、特別委員会における中継について

(1) 中継画面への掲載情報

インターネット中継画面のほか、その横に委員会名や議事日程などを表示。
委員の座席表（PDFファイル）へのリンクを掲載。

(2) 中継の対象

ア 委員会開会時とする。

イ ライブ中継時の開会前は「まもなく開会します」との画面を表示し、
休憩時は、「ただいま休憩中です」との画面に切り替える。

ウ 委員会が深夜まで及ぶ場合においても、原則中継を実施する。

(3) 中継の対象としない場合

ア 急遽の開催により、配信準備にいとまがない場合。

イ 当該委員会において秘密会とする議決がなされた場合。

ウ 当該委員会においてインターネット中継を行わないと決定した場合。